

令和7年度ベビーシッター利用支援事業(事業者連携型)のご案内

本事業は、待機児童解消のため、待機児童の保護者または育児休業を1年間取得した後復職する保護者が、お子さんが認可保育所、認定子ども園、地域型保育事業及び家庭福祉員（以下、保育所等といいます。）に入所できるようになるまでの間、東京都の認定をうけた認可外のベビーシッター事業者を利用する際に係る利用料の負担を軽減するものです。（令和7年度末で終了し、以降の事業実施の可否については未定です。）

1 対象者

下記のすべてに該当することが利用条件となります。

(1)次のアまたはイに該当し、申請に基づき対象者確認書を受け取っていること

ア 0歳児クラスから2歳児クラスの入所申込みをしたが、保育所等を利用できず、お子さんが待機児童となっていること。（以下、待機児童の保護者といいます。）

イ 0歳児クラスに入所申込みをせず、1年間の育児休業を満了した後、お子さんの1歳の誕生日から復職し、翌年度の1歳児クラスへの4月入所申込を行うこと。（以下、育児休業満了者といいます。）

(2)お子さん及び保護者が、板橋区に住民登録があり、実際に居住していること

(3)保育所等に在籍しておらず、保育の必要性の認定を受け、その有効期間内であること

(4)産休・育休中でないこと

(5)利用申請月に入所承諾を辞退、または保育所等を退園したことがないこと

2 利用時間等

月曜日～土曜日（日曜日・祝日及び12月29日～1月3日を除く）

・午前7時～午後10時

・補助上限：保育標準時間認定 1日11時間かつ月220時間まで

保育短時間認定 1日8時間かつ月160時間まで

注：保護者が休暇の日（体調不良を含む）は助成対象外となります。

3 利用料金

1時間あたり150円

利用時間の上限を超えた分の利用料、および利用料以外の入会金等は助成対象外です。

4 利用を認める期間

(1)待機児童の保護者：入所保留期間中（産休・育休中は利用できません。）

(2)育児休業満了者：復職日から満1歳に達した後の3月末日まで

5 利用手続き（申請から実際に利用開始できるまでに20日程度かかります）

(1)「ベビーシッター利用支援事業確認書交付申請書」を記入し、支給認定通知書・保育利用調整結果通知書（入所不承諾のもの）の写しを添付して、板橋区役所保育サービス課窓口で申請してください。（郵送可）

(2)審査後、板橋区から「ベビーシッター利用支援事業対象者確認書」が郵送されます。

(3)東京都のホームページに掲載されている認定事業者の中から事業者を選び、板橋区から送付された対象者確認書を事業者に提示して、利用契約を締結してください。



東京都福祉局ホームページ

「ベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型） 認定事業者一覧」

- (4)契約締結後、ベビーシッター利用開始日の10日前（土日祝日を除く）までに契約書を持参のうえ、助成券発行システムを利用する際に必要なアカウントを取得するための「アカウント発行申請書」を記入し、板橋区役所保育サービス課窓口に申請します。（注 郵送不可）
- (5)東京都から事業委託を受けた公益社団法人全国保育サービス協会から、アカウントがご自宅へ郵送交付されます。
- (6)ベビーシッター利用の際、助成券発行システムにおいて助成券を発行し、画面上に表示された助成券のコードを、利用の都度、ベビーシッターに伝え、利用者負担額を支払います。

6 利用上の注意

- (1)利用約款11条に定める事由に該当する場合は、本事業の利用は終了となります。
- (2)産休・育休中に申請された場合は、復職日から1か月以内に「復職証明書(板橋区様式)」をご提出ください。提出がない場合は、本事業の利用は終了となります。
- (3)本事業は、認証保育所、認証保育所等保育料負担軽減助成、定期利用事業、多様な他者との関わりの機会の創出事業との併用はできません。いずれか1つのサービスを選択してください。
- (4)利用を認める期間が終了する際に継続して利用を希望する場合は、改めて対象者確認申請(5利用手続き(1)の手続き)が必要です。
- (5)勤務時間数の変更等、保育を必要とする時間数に変更があった場合は、保育サービス課に直ちに報告してください。
- (6)利用開始後、保育所等への入所が決定した場合は、翌月から決定した保育施設を利用してください。
- (7)ベビーシッター利用支援事との契約等に関するトラブルについて、板橋区及び東京都は一切関与できません。契約の際には内容を十分にご確認ください。

7 補助制度について

申請方法や必要書類についてのご案内は別途対象者にお送りします。

申請手続の際は、交通費・利用料として負担をした金額(総額)がわかる書類(領収書等)をご準備ください。

・交通費補助(本事業利用者全員が対象)

利用者が負担したベビーシッターが利用者宅まで移動するために要した交通費を月額上限20,000円まで補助します。

・利用料補助(本事業利用者のうち0～2歳児クラスの住民税課税世帯が対象)

ベビーシッター事業者から請求を受ける利用料について月額上限33,000円まで補助します。

※住民税非課税世帯の方は、別制度である無償化の対象となります。詳細は板橋区ホームページ「幼児教育・保育無償化(認可外保育施設)」をご覧ください。



板橋区ホームページ

「幼児教育・保育無償化(認可外保育施設)」

8 提出・問合せ先

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区役所保育サービス課民間保育第二係(区役所南館3階③番窓口)

TEL: 03-3579-2494



板橋区ホームページ

「令和7年度 ベビーシッター利用支援事業(待機児童向け)」